

三笠市避難支援プラン全体計画
(避難行動要支援者避難支援プラン)

目 次

1	基本的考え方	1
2	避難支援プランの対象者の考え方（範囲）	2
3	避難行動要支援者情報の収集・共有の方法	3
(1)	要支援者名簿の整備	3
(2)	要支援者の情報収集	3
(3)	要支援者の情報共有	3
(4)	要支援者名簿の様式	3
4	避難支援等関係者への名簿情報の提供範囲	4
(1)	名簿提供の範囲	4
(2)	避難支援者へ名簿提供	4
(3)	同意の方法	4
5	避難支援体制（市各部局や関係機関の役割分担等）	5
(1)	避難支援体制	5
(2)	避難支援の担当業務	5
6	避難支援体制（避難勧告等の情報伝達）	6
(1)	情報伝達ルート	6
(2)	情報伝達手段	6
(3)	情報伝達責任者の明確化	6
(4)	要支援者施設への情報伝達	6～7
	【参考】避難勧告等の発令の判断基準	8～9
7	洪水・土砂災害ハザードマップの整備活用方法	10
8	避難誘導の手段・経路等	10

9 避難場所における支援方法	10
(1) 避難場所における支援対策	10~11
(2) 福祉避難所の指定	11
10 避難行動要支援者の防災訓練・防災講習会の実施	11
11 避難支援プラン（個別計画）の策定の進め方（策定方法等）	12
(1) 個別計画の策定方法	12
(2) 個別計画の更新	12
(3) 個別計画の管理	12~13
《参考資料 1》 避難行動要支援者名簿の同意書	14
《参考資料 2》 避難行動要支援者の特性	15
1 要介護認定を受けている方	15
2 身体に障がいのある方	15
3 知的障がいのある方	15
4 精神障がいのある方	15
5 緊急通報装置（ホットライン119）設置世帯の支援対象者	15
《参考資料 3》 気象予警報発表基準	16
1 特別警報発表基準	16
2 警報発表基準	16
3 注意報発表基準	17

1 基本的考え方

全国では毎年のように自然災害が発生しているが、災害時の犠牲者の多くは高齢者等で、近年、避難に時間を要する避難行動要支援者の被災が特に目立っている。

当市では、住民が避難をするような大きな災害の発生はないが、最近では、大雪による雪害や集中豪雨により気象が明らかに変化している状況から、気象予報・警報、洪水予報、土砂災害警戒情報などの災害情報の伝達体制を整え、避難行動要支援者が円滑かつ迅速に避難するための支援体制を整備することが重要である。

このためには、災害時の避難にあたって支援が必要となる者を特定し、その一人ひとりについて、災害時に、誰が支援してどこに避難させるかを定める「避難支援プラン」を策定していく必要がある。

なお、避難行動要支援者に対しては、その特性に応じた十分な配慮が必要であることから、日頃から障害者・高齢者関係施設等の場所や在宅の障害者の状況の把握に努め、災害発生時には、適切かつ速やかにニーズに沿った対策を実施する。

この計画は、避難行動要支援者の自助・地域の共助を基本とし、避難行動要支援者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、もって地域の安全・安心体制を強化することを目的とする。

2 避難支援プランの対象者の考え方（範囲）

本市における避難支援プランの対象者となる避難行動要支援者（以下、「要支援者」という。）は、災害から自らを守るために安全に避難するなど、災害時の一連の行動をとるのに支援を要する者のうち生活基盤が自宅にある次の要件に該当する者（範囲）とする。

- (1) 介護保険における要介護者で要介護認定3～5を受けている者
- (2) 身体障害者手帳（1・2級）を所持している者
- (3) 療育手帳区分Aを所持している知的障害者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳（1・2級）を所持している単身世帯の者
- (5) 緊急通報装置設置世帯の支援対象となる者
- (6) 上記以外で、関係団体や家族が支援の必要を認めた者

避難支援プラン（個別計画）の策定に当たっては、平常時から要支援者名簿を避難支援等関係者に提供するため、名簿提供に必要な本人同意の作業を優先的に進め、その後、災害危険地域など被災リスクの高い地域に居住する要支援者を重点とした個別計画の策定を段階的に進めるものとする。

3 避難行動要支援者情報の収集・共有の方法

(1) 要支援者名簿の整備

災害発生時において、要支援者の避難誘導や安否確認、また、避難場所等での生活支援を的確に行うためには、要支援者情報の把握と関係者間での共有が必要であり、日頃から要支援者の居住地や生活状況等を把握し、災害時にはこれらの情報を迅速に活用できるよう要支援者名簿を整備しておくことが重要である。

(2) 要支援者の情報収集

市は、要支援者名簿を作成するに当たり、要支援者に該当する者を把握するため、通常業務を通じて要支援者情報の把握に努めるものとする。

- ア 要介護者の情報に関しては、要介護認定情報等により把握する。
- イ 障害者の情報に関しては、各種障害者手帳における情報、障害支援区分情報等により把握する。
- ウ 要支援者の情報を収集する必要がある時は、住民基本台帳担当所管と連携し住民基本台帳の活用により把握する。

(3) 要支援者の情報共有

市は、災害対策基本法第49条の10第3項の規定により、防災担当所管と福祉担当所管等がそれぞれ把握している要支援者の情報について、必要な限度で情報共有に努めるものとする。

(4) 要支援者名簿の様式

要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10第2項の規定により、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に関し、市長が必要と認める事項を記載した様式とする。

4 避難支援等関係者への名簿情報の提供範囲

(1) 名簿提供の範囲

名簿提供の避難支援等関係者（以下、「避難支援者」という。）は、次のとおりとする。

- ア 消防機関（三笠市消防署・三笠市消防団）
- イ 警察機関（岩見沢警察署・三笠警察庁舎）
- ウ 社会福祉協議会
- エ 町内会・自治会・民生委員
- オ 自主防災組織
- カ 上記に掲げる以外で市長が必要と認めるもの。

(2) 避難支援者への名簿提供（災害対策基本法第49条の11関係）

市は、避難支援者に要支援者名簿を提供するにあたり、本人の同意が得られていない場合は、事前に名簿情報を外部提供することができない。

ただし、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときには、避難支援に必要な限度で、避難支援者に対し、名簿を提供することができる。

この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることは要しない。

(3) 同意の方法

同意は、口頭によるものと書面によるものを問わないとされているが、状況を照らし本人が実質的に同意していると判断できることが必要となることから、市職員（防災・福祉担当所管等）が直接的に要支援者と面談し、名簿提供の趣旨や内容を説明し、書面による同意を説明し、書面による同意（参考資料1～13ページ）を得るものとする。

5 避難支援体制（市各部局や関係機関の役割分担等）

(1) 避難支援体制

ア 位置づけ

平常時は、防災担当所管や福祉担当所管で連携を図り対応する。災害時は、災害対策本部で組織する保健対策班及び避難防疫班がその任に当たる。

イ 構成

平常時は、防災担当所管、福祉担当所管とし、避難支援体制の整備に関する取り組みを進めていくに当たっては、社会福祉協議会等の関係者の参加を得ながら進めること。

ウ 業務

平常時：要支援者情報の共有化、避難支援プランの策定、要支援者参加型の防災訓練の計画・実施、広報等

災害時：避難準備情報等の伝達業務、避難誘導、安否確認・避難状況の把握、避難所の保健対策班等との連携・情報共有等

(2) 避難支援の担当業務

≪ I 防災担当 ≫

- ・要支援者の把握・名簿の作成に関すること
- ・要支援者の情報共有に関すること
- ・避難支援者の活動支援に関すること
- ・災害対策本部との連携調整及び活動状況の取りまとめに関すること

≪ II 福祉担当 ≫

- ・要支援者の把握・名簿策定に係る情報共有に関すること
- ・災害時の福祉避難所の開設及び避難者の支援体制に関すること
- ・情報伝達に関すること
- ・災害対策本部の所掌事務（三笠市地域防災計画による）に関すること
- ・社会福祉協議会との連絡調整に関すること

6 避難支援体制（避難勧告等の情報伝達）

災害発生のおそれ、または、災害発生時の情報伝達は、避難勧告等の判断・伝達マニュアル（三笠市地域防災計画に編さん）により行う。

（1）情報伝達ルート

避難準備情報等の避難情報は、福祉関係所管、各団体のネットワークを通じ、要支援者及び避難支援者に対し、確実に情報伝達する体制を確保するものとする。

（2）情報伝達手段

情報伝達手段は、障害の状況に応じて、次の手段により実施する。

- ア 電話（FAX）※衛星携帯電話
- イ 訪問（市職員・町内会関係者・自主防災組織等の団体）
- ウ テレビ放送（防災情報ネットワーク～ラームアラート）
- エ 携帯メール（エリアメール）
- オ 広報車（市・消防・警察）による巡回広報

（3）情報伝達責任者の明確化

要支援者に対する情報伝達については、三笠市地域防災計画の所掌事務により市民対策部長とする。市民対策部長が不在の時は、保健対策班長がその責を担う。

（4）要支援者施設への情報伝達（浸水想定区域・土砂災害警戒区域等に位置する施設）

『I 洪水予報・氾濫注意水位の到達情報』

区分	施設名	所在地	電話番号	浸水深
老人福祉施設	三笠市老人福祉センター	若草町 280-2	3-1900	1.0～2.0m
	デイサービスセンター さいわい	幸町 11-5	4-4007	0.5～1.0m
	らいふてらす 三笠	多賀町12-6	3-7230	3.0～4.0m
小規模多機能型 居宅介護施設	ひだまりの里	若草町 397-73	3-1204	1.0～2.0m
児童福祉施設	市立三笠保育所	若松町 14-1	2-3014	1.0～2.0m
幼稚園	三笠藤幼稚園	幸町 14	2-2348	1.0～2.0m

『II 土砂災害警戒情報』

区分	施設名	所在地	電話番号	分類
介護老人福祉施設	三笠市特別養護老人ホームことぶき荘	清住町 112-5	2-2146	土石流

【参考】避難勧告等の発令の判断基準

『I 水害』

避難勧告等の発令基準

避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の発令については、河川（国、道の指定河川）ごとに以下の基準を基に、気象情報や河川巡視等からの報告を含め総合的に判断する。

◎幾春別川破堤・越水氾濫

河川名 発令基準	幾春別川（水位観測所：藤松観測所）
避難準備・ 高齢者等避難開始	①氾濫注意水位（区間1～47.50m、区間2～45.80m）に達し、更に水位の上昇が見込まれる場合 ②ダム情報等により、著しい水位の上昇の可能性が高まったとき ③ダムの洪水調節により、計画規模の洪水時の操作を行う場合
避難勧告	①避難判断水位（区間1～47.80m、区間2～46.00m）に到達し、氾濫危険水位（区間1～48.50m、区間2～46.70m）に到達すると予想される場合 ②ダム情報等により、河川管理施設の異常や人的被害の発生する可能性が明らかに高まったとき
避難指示（緊急）	①氾濫危険水位（区間1～48.50m、区間2～46.70m）に到達した場合 ②堤防が決壊するおそれがある場合や堤防の決壊につながるような漏水、亀裂等の河川管理施設の異常が確認された場合

◎内水氾濫等

対象地区	洪水ハザードマップによる浸水区域
避難準備・ 高齢者等避難開始	①避難を伴うような浸水、道路冠水になると予想される場合 ②大雨警報（浸水害）が発表された場合
避難勧告	①安全のため早めの避難を促す場合 ②大雨警報（浸水害）が発表され、浸水被害になると予想される場合

《Ⅱ 土砂災害》

避難勧告等の発令の判断基準は次のとおりとする。

ただし、基準に該当しない場合であっても、現地や気象の状況を総合的に勘案し、避難勧告等を発令するものとする。

区分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象区域 (土砂災害危険箇所内の住家等を基本とする。)
高齢者等避難開始 避難準備	① 大雨警報（土砂災害）が発表された場合 ※ 避難行動要支援者の避難	北海道土砂災害警戒システムの判定メッシュ情報（以下「メッシュ情報」という。）で大雨警報（土砂災害）の発表基準を超過した区域（赤及び橙）
避難勧告	① 土砂災害警戒情報が発表された場合	メッシュ情報で土砂災害警戒情報の発表基準を超過した区域及びその周辺の大気警報（土砂災害）の発表基準を超過した区域（赤及びその周辺の橙）
	② 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合	当該前兆現象が発見された箇所及びその周辺の区域（土砂災害危険箇所以外の区域で発見された場合を含む。）
避難指示 (緊急)	① 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合	記録的短時間大雨情報が発表された地域（発表文で確認。）及びその周辺の地域のうち、メッシュ情報で土砂災害警戒情報の発表基準を超過した区域（赤）
	② 土砂災害が発生した場合	当該土砂災害が発生した箇所及びその周辺の区域（土砂災害危険箇所以外の区域で発見された場合を含む。）

- 重要な情報については、気象情報等を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換する。
- 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行い、暴風域などのあたりまで接近しているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努める。
- 土砂災害の前兆現象

【北海道土砂災害警戒システム HP】

<http://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/>

【土砂災害警戒判定メッシュ情報（気象庁）】

<http://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/>

7 洪水・土砂災害ハザードマップの整備活用方法

平成20年7月に作成した洪水ハザードマップ及び平成25年度に作成した土砂災害ハザードマップは公共施設等へ掲示するなど、広報紙やインターネットの利用による公開等（ホームページに掲載）を行うものとする。

また、各ハザードマップを用いて要支援者施設の位置や避難場所、施設への情報伝達方法、避難経路等を平時から確認するよう、防災講習会等で住民への周知に努めるとともに、特に避難行動要支援者を支援する人などの理解を進め、地域防災に関する意識向上を図るものとする。

併せて、避難支援者と平時から災害時に避難支援を必要とする在宅の避難行動要支援者に関する情報を共有し、これら情報と各種ハザードマップを組み合わせ、円滑に避難支援を実施できる体制を構築するものとする。

8 避難誘導の手段・経路等

風水害等の災害が発生するおそれがあるため、避難準備・高齢者等避難開始等を発令した場合は、市と地域住民等が連携し、避難誘導を行う。

そのため、平時から、避難所配置職員の役割分担を明確にするとともに、市、消防、消防団、自主防災組織等の役割分担を明確にしつつ連携して対応する。

また、要支援者自身も、自宅から避難場所等まで、実際に避難支援者とともに歩いてみて、避難経路を確認しておくよう努めるものとする。

なお、避難経路の選定に当たっては、浸水が予想される危険な箇所を避け、浸水時にも機能する避難経路を優先的に選定するなど、安全な避難の確保に努めるものとする。

9 避難場所における支援方法

（1）避難場所における支援対策

避難場所においては、要支援者の避難状況に応じて、障害者用トイレ等の必要な設備を福祉担当所管と協議し速やかに仮設する。

特に体育館等が避難所で避難生活が長期化する場合、畳やマットを敷く、プライバシーの配慮、冷暖房機器等を用意するなど環境の整備を行う。

これらの環境整備に必要な設備については、備蓄で対応するほか、関係団体、事業者との事前協定を締結するなどにより、通常時から対応等を講じておくこととする。

避難場所には、要支援者の要望を把握するため、市民対策部避難防疫班が自主防災組織や福祉関係者などの避難支援者の協力を得つつ、要支援者用相談窓口を設け、保健対策班と連携を図る。

その際、女性や乳幼児のニーズを把握するため、窓口に女性も配置するなどの配慮を行う。

また、避難生活が長期化する場合は、市民対策部保健対策班を中心に、部全体で高齢者、障害者等の心身の健康管理や生活リズムを取り戻す取り組みを保健師等による健康相談、二次的健康被害（エコノミークラス症候群、生活不活性病等）の予防、こころのケア等、福祉関係職員による相談等の必要な生活支援を必要に応じて実施するとともに、要支援者の状況に応じて、一般避難所から福祉避難所への移送や社会福祉施設への緊急入所、病院への入院等の手続きを行う。

避難場所における情報提供は、被災者にとって大変重要なものであるので、特に視覚障害者や聴覚障害者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行うものとする。

（2）福祉避難所の指定

福祉避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、バリアフリー化されているなど、要支援者の利用に適しており、かつ、生活相談職員等の確保が容易である、ふれあい健康センターを福祉避難所として平成26年度に指定。

要支援者の収容が困難な時や避難所生活が長期化する場合は、福祉施設への緊急入所、病院への入院等の移送を考慮する。

この福祉避難所は、市が指定している避難所の一つとして、要支援者を含む地域住民や福祉関係者に認識されるよう十分な周知をする。

10 避難行動要支援者の防災訓練・防災講習会の実施

要支援者の避難を迅速かつ適切に行うためには、要支援者と避難支援者との信頼関係が不可欠であることから、消防団、自主防災組織等は、普段から防災活動だけでなく、声かけや見守り活動等、地域における各種活動との連携を深めることが重要である。

また、在宅の要支援者を適切に安全な場所へ避難誘導するためには、平常時から避難支援者を中心としたネットワークづくりをすすめ、地域住民の協力関係をつくることが重要である。

このため、自主防災組織が中心となり、要支援者や避難支援者とともに、要支援者の避難計画の作成や避難訓練の実施等を行うことにより、支援体制の充実を図る。

防災訓練や防災講習会には、地域防災マスターや地域住民、要支援者、避難支援者が積極的に参加し、要支援者の居住情報を共有し、避難準備・高齢者等避難開始等の伝達の確認、具体的な避難支援方策の検証や障害物の確認等を行うことで、地域全体の防災意識の向上が図られる。

11 避難支援プラン（個別計画）の策定の進め方（策定方法等）

災害が発生し、または、そのおそれが高まったときに、要支援者の避難誘導等を迅速かつ適切に実施するためには、あらかじめ、要支援者一人ひとりについて、誰が支援して、どこの避難所等に避難させるか定めておくことが必要である。

このため、避難支援者の協力を得ながら、避難支援プラン（個別計画）を策定する必要があるが、当面は要支援者名簿の更新を行ふ。

なお、今後において個別計画を策定する時は、内閣府の取組指針を参考とし、地域の実情に併せて、次の策定方法を基に進めることとする。

（1）個別計画の策定方法

個別計画の策定に当たっては、個人情報保護条例の規定に基づき、市は自主防災組織等の実際に避難支援に携わる関係者と要支援者に関する基本的な情報（住所や氏名など）を共有した上で、これら関係者が中心となって、要支援者本人と避難支援者、避難場所、避難経路、避難方法、情報伝達方法等について具体的に話し合いながら作成する。

ただし、必ずしも避難支援者が助けに来ることを保証するものではないこと、また、助けに遅れが生じる場合があることを事前に説明し理解を求める。

なお、個別計画は、要支援者本人、その家族及び市の必要最小限の関係部署のほか、要支援者本人が同意した者に配布し、その際には、誓約書等の提出により守秘義務を確保する。

- ア 洪水ハザードマップの浸水区域や土砂災害警戒区域等の指定区域に居住する被災リスクの高い地域の要支援者の個別計画の作成を重点的・優先的に進める。
- イ 個別計画作成の際は、要支援者の居住位置を示す図面作成を検討するものとする。

（2）個別計画の更新

個別計画は、一人ひとりの要支援者を対象としていることから、要支援者の個人情報が多く含まれている。したがって、上記（1）のとおり、その保護に留意することとする。

また、災害時に迅速かつ適切な避難を行うため、情報の行進を定期的に行っていくこととする。

具体的には、個別計画の内容に変更が生じた場合や本人等からの変更の申請があつた場合は、その都度速やかに更新する。その他の場合は、避難支援者の協力を得て更新を行う。

（3）個別計画の管理

個別計画の内容は、個別計画の配布先として（1）に列記した者以外が閲覧するこ

とのないようにするとともに、併せて、災害発生時の緊急の閲覧に支障を来さないように留意する。個別計画を電子情報で保管する場合は、パスワード等を使用して管理し、紙媒体で保管する場合には、施錠付きの保管庫に保管する等、情報管理に十分配慮する。

《参考資料1》

避難行動要支援者名簿の同意書

フリガナ			
氏名			
生年月日		性別	男・女
住所			
避難支援等を必要とする事由	<input type="checkbox"/> 介護保険の認定を受けている 要介護状態区分： <input type="checkbox"/> 手帳所持 障害名（ XXXXXXXXXX ）等級： <input type="checkbox"/> その他 【特記事項】		
電話番号		FAX番号	
携帯電話番号			

※同意いただいた場合、XXXXXX の欄に障害名等を記載し、避難支援等関係者に提供します

避難行動要支援者は、避難支援等関係者への情報提供に同意することにより、町内会等の避難支援者から、災害発生時における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援者自身や家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援等関係者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

上記の内容を理解し、避難の支援、安否の確認、その他の生命又は身体を災害から保護をうけるために、上記内容（氏名、生年月日、性別、住所、障害種別等の内容、連絡先等）及び障害名や病名等を、三笠市地域防災計画に定める避難支援等関係者に提供することに、

同意します

趣旨を十分理解した上で、同意しません

平成〇〇年〇月〇日 氏名 _____

《参考資料2》

避難行動要支援者の特性

1 要介護認定を受けている方

- (1) 要介護3　自分で立ち上がることや歩行ができず、排泄・入浴・洗顔・つめ切り・衣服の着脱などに全介助が必要。
- (2) 要介護4　自分で立ち上がることや歩行ができず、排泄・入浴・洗顔・衣服の着脱などの全般について、全面的な介助が必要。認識力、理解力の衰えがみられる。
- (3) 要介護5　生活全般にわたって、全面的な介助が必要。多くの問題行動や全般的な理解力が低下している。

2 身体に障がいのある方

- (1) 視覚障がい　音声による情報伝達が必要であり、単独では迅速な行動ができないため、介助が必要である。
- (2) 聴覚・言語障がい　視界以外の異変や危険察知が困難であり、手話や筆談により情報伝達を行う必要がある。
- (3) 肢体不自由　移動に制約があるため、歩行補助や車椅子等の補助器具が必要である。
- (4) 難病患者等　自力歩行や迅速な行動ができない場合や常時医療機器を携帯しなければならない方がいるため、適切な介助が必要である。

3 知的障がいのある方

異変や危険の認識が不十分な場合や、特に災害時には精神的な動搖が伴うことがあるので落ち着かせる等の支援が必要である。

4 精神障がいのある方

精神的な動搖が伴うことがあるが、異変や危険を自分で判断し行動ができるので、落ち着かせる等の支援のほか、常備薬を携帯する必要がある。

5 緊急通報装置（ホットライン119）設置世帯の支援対象者

概ね65歳以上の独り暮らしの世帯で身体が病弱であることなどを理由に、緊急時に外部連絡することが恒常に困難な方に設置していることから支援の必要がある。

《参考資料3》

気象予警報発表基準

予警報の発表基準 気象業務法（昭和27年法律第165号）に定める基準は次のとおりである。

1 特別警報発表基準

現象	特別警報の基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合（注）
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合（注）
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合（注）
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合（注）

（注）実施に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。（各現象を要因とする特別警報の指標は気象庁HPを参照）

2 警報発表基準

現象	警報の基準		
大雨	浸水害	雨量基準	平坦地：3時間雨量 80mm
			平坦地外：1時間雨量 50mm
	土砂災害	土壤雨量指数基準	130
洪水	雨量基準		—
	流域雨量指数基準		—
	複合基準		—
	指定河川洪水予報による基準		幾春別川[藤松・西川向]
暴風	平均風速		18m/s
暴風雪	平均風速		16m/s
大雪	降雪の深さ		12時間降雪の深さ 50cm

※_____は、水防活動用気象注意報を兼ねる。

3 注意報発表基準

現象	注意報の基準		
<u>大 雨</u>	浸水害	雨量基準	平坦地 : 3 時間雨量 50mm 平坦地外 : 1 時間雨量 30mm
	土砂災害	土壤雨量指数基準	85
<u>洪 水</u>	雨量基準		—
	流域雨量指数基準		—
	複合基準		—
	指定河川洪水予報による基準		幾春別川[藤松・西川向]
強 風	平均風速		12m/s
風 雪	平均風速		10m/s 雪による視程障害を伴う
大 雪	降雪の深さ		12 時間降雪の深さ 30 cm
雷	落雷等により被害が予想される場合		
融 雪	70mm以上 : 24 時間雨量と融雪量(相当水量)の合計		
濃 霧	視程		200m
乾 燥	最小湿度 30% 実効湿度 60%		
なだれ	①24 時間降雪の深さ 30 cm 以上 ②積雪の深さ 50 cm 以上で、日平均気温 5°C 以上		
低 温	5 月～10 月 : (平均気温) 平年より 5°C 以上低い日が 2 日以上継続 11 月～4 月 : (最低気温) 平年より 8°C 以上低い		
霜	最低気温 3°C 以下		
着 雪	気温 0°C くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続		
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	100mm

※_____は、水防活動用気象注意報を兼ねる。